

- (2) 指定身体障害者更生施設は、賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくことが望ましいこと。
- (3) 指定身体障害者更生施設は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じること。  
なお、「福祉サービスにおける危機管理（リスクマネジメント）に関する取り組み指針」（平成14年3月28日福祉サービスにおける危機管理に関する検討会）が示されているので、参考にされたい。

### 30 会計の区分（基準第40条）

指定身体障害者更生施設は、指定施設支援に関して経理を区分するとともに、支援費制度の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならないこととしたものである。

### 31 記録の整備（基準第41条）

指定身体障害者更生施設は、少なくとも次に掲げる記録をその完結の日から5年間備えておかなければならぬこととしたものであること。

- (1) 指定施設支援に関する記録
  - ① 施設支援計画書
  - ② 健康管理の記録等、その提供した指定施設支援に係る記録
- (2) 基準第25条に係る市町村への通知に係る記録

## 第4章 身体障害者療護施設

### 第1節 人員に関する基準

- (1) 生活支援員（基準第43条）  
生活支援員の資格については、身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準（平成12年3月30日厚生省令第54号）第21条第2項を参照のこと。
- (2) 指定身体障害者療護施設は、入所による指定施設支援に併せて通所による指定施設支援を提供する場合は、基準第43条第1項に掲げる員数の従業者に加えて、当該通所による指定施設支援を提供する同条第1項第2号に掲げる従業者を置くものとし、当該従業者の総数は、常勤換算方法で、当該通所による入所者の数を4で除して得た数以上とすることとしたものである。
- (3) 指定身体障害者療護施設は、指定施設支援を提供している入所者の身体障害程度区分に応じた適切な対応を図るために、同条第1項及び第6項に掲げる従業者に加えて、必要な従業者を置かなければならないこととされたが、具体的な取扱いについては別途お示しするところによる。

## 第2節 設備に関する基準

### 1 指定身体障害者療護施設の設備（基準第44条）

食堂等の面積又は数の定めのない設備については、それぞれの設備の持つ機能を十分に発揮し得る適当な広さ又は数を確保するよう配慮するものとする。

### 2 指定身体障害者療護施設の経過措置（基準附則第3条）

指定身体障害者療護施設の設備に関する基準については、以下の経過措置が設けられているので留意すること。

この省令の施行の際現に存する身体障害者療護施設の建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この省令の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）について、第44条第1項第1号ロの居室の一人当たりの床面積について「9.9平方メートル」とあるのは「6.6平方メートル」とする。

## 第3節 運営に関する基準

### 1 指導、訓練等（基準第45条）

(1) 指定施設支援の提供に当たっては、施設支援計画に基づき、地域での生活を念頭において行うことが基本であり、入所者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって指導、訓練を行うこと。なお、指導、訓練等の実施に当たっては、入所者の人格に十分に配慮して実施するものとする。

#### (2) 生活指導

入所者には教養の時間を設けるとともに、入所者が共通して利用できる新聞、テレビ、図書等を備えて社会適応性を高めるよう努めること。

#### (3) 訓練

入所者に対し、その身体的及び精神的条件に応じ、機能を維持し又は機能の減退を防止するための訓練に参加する機会を提供するよう努めるものとする。

(4) 入浴の実施に当たっては、入所者の心身の状況や自立支援を踏まえて、特別浴槽を用いた入浴や介助浴等適切な方法により実施するものとする。

なお、入浴の実施に当たっては、事前に健康管理を行い、入浴することが困難な場合は、清しきを実施するなど入所者の清潔保持に努めるものとする。

(5) 指定身体障害者療護施設は、常時の介護を必要とする者の治療及び養護を行う施設であることから、常に1人以上の常勤の介護職員により介護等を行わなければならぬこととしたものである。

## 2 衛生管理等（基準第46条）

基準第46条第1項は、指定身体障害者療護施設の必要最低限の衛生管理等を規定したものであるが、食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保つこと。

## 3 準用（基準第47条）

基準第47条の規定により、基準第9条から第19条まで、第21条から第31条まで及び第33条から第41条までの規定は、指定身体障害者療護施設について準用されるものであるため、第3章第3節の1から11まで、13から22まで及び24から31までを参照されたいこと。

# 第5章 指定特定身体障害者授産施設

## 第1節 人員に関する基準

### 1 指定特定身体障害者入所授産施設の従業者の員数（基準第49条）

(1) 指定特定身体障害者入所授産施設は、入所による指定施設支援に併せて通所による指定施設支援を提供する場合は、基準第49条第1項に掲げる員数の従業者に加えて、当該通所による指定施設支援を提供する同条第1項第2号に掲げる従業者を置くものとし、当該従業者の総数は、常勤換算方法で、当該通所による入所者の数を6.3で除して得た数以上とすることとしたものである。

(2) 指定特定身体障害者入所授産施設は、指定施設支援を提供している入所者の身体障害程度区分に応じた適切な対応を図るために、同条第1項及び第7項に掲げる従業者に加えて、必要な従業者を置かなければならないこととされたが、具体的な取扱いについては別途お示しするところによる。

### 2 指定特定身体障害者通所授産施設の従業者の員数（基準第50条）

指定特定身体障害者通所授産施設は、入所者の身体障害程度区分に応じた適切な対応を図るために、基準第50条第1項に掲げる従業者に加えて、必要な従業者を置かなければならないこととされたが、具体的な取扱いについては、別途お示しするところによる。

### 3 分場の従業者の員数（基準第51条）

(1) 指定特定身体障害者授産施設は、当該施設と一体的に管理運営を行う通所による指定施設支援を提供する施設であって利用者が20人未満のもの（以下この章において「分場」という。）を設置する場合は、当該分場において指定施設支援を提供する基準第50条第1項第2号に掲げる従業者を置くものとし、当該従業者の総数は、常勤換算方法で、当該分場入所者の数を4.8で除して得た数以上とすることとしたものである。